

東之町地区防災計画

2024 年 12 月 16 日制定

東之町自衛防災隊

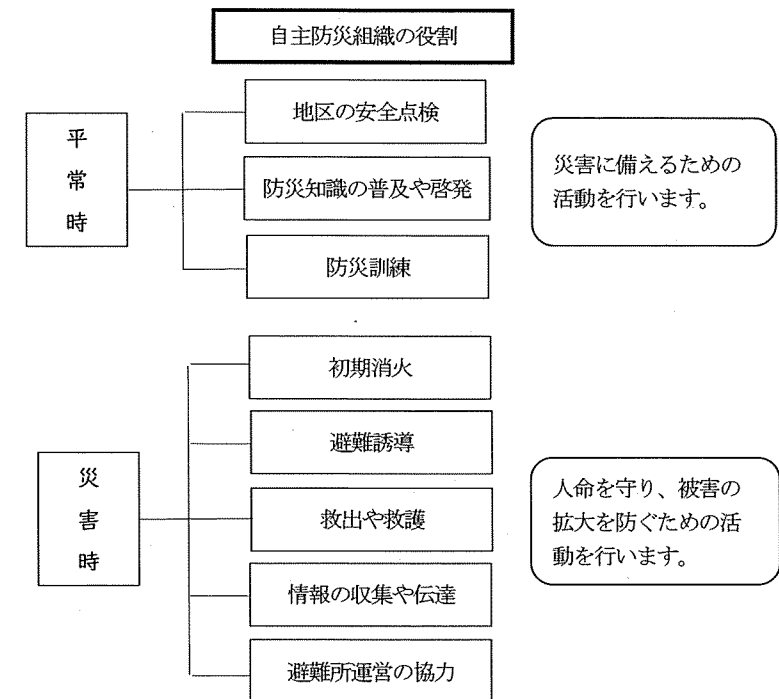
1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが、「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「東之町地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「東之町地区防災計画」は、次表の地区を対象として定めます。

赤穂市坂越東之町		

※対象地区は別添図（防災マップ）参照。

(2) 計画策定主体

「東之町地区防災計画」は、下記の団体が定めます。

団体名称	所在	世帯数等
東之町自衛防災隊	赤穂市坂越 1289-1	41 世帯

令和 6 年度東之町自治会自衛防災隊事業計画

月	事業内容	結果
4 月	自治会総会にて令和 6 年度防災関係の計画として以下の内容を発表する。 ① 消防防災訓練②地震津波避難訓練③消火設備点検④地区防災計画の作成	令和 6 年 4 月 14 日に開催された「令和 6 年度東之町自治会総会」にて左記について自治会長が発表した。
7 月	ふれあいマップづくり	令和 6 年 7 月 27 日(土)実施済
8 月	消防器具外観点検	令和 6 年度は年 2 回点検予定(6 年 8 月実施)
11 月	赤穂消防署および第 8 分団による消火器・消火栓取扱い訓練	令和 6 年 11 月 30 日(土)実施済。
7 年 2 月	防災訓練	令和 7 年 2 月もしくは 3 月に避難訓練を実施予定。

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

東之町地区は南側は海岸に面し、高波、津波等の影響を受けやすく、北側は山麓に接し、斜面となっており、土砂災害警戒区域がある。

・
・
・
・
・
・
・

(2) 予想される災害

集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風により家屋への浸水、土砂災害の発生が予想される。
南海トラフ地震により生じる津波による被害や、家屋倒壊の被害が予想される。

4 活動内容

(1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災意識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別避難計画を定めることが重要です。

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。

5 地区の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

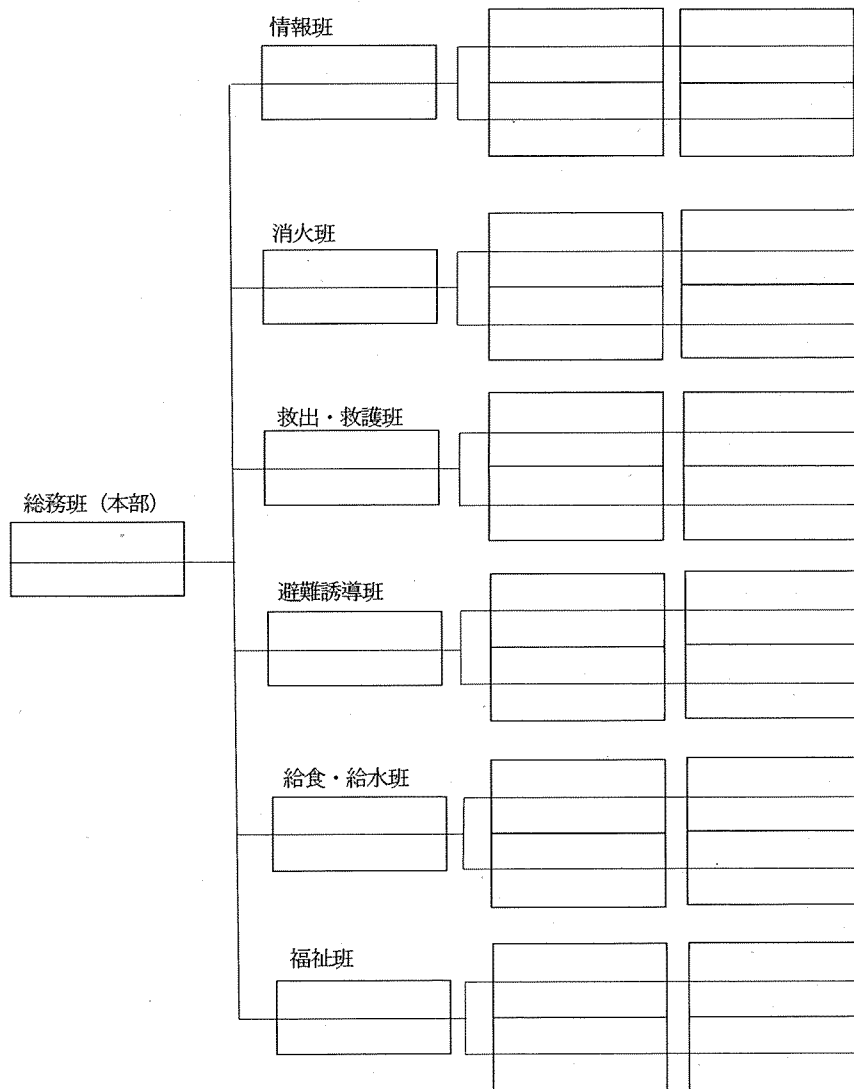
組織名称等	地 区 の 状 況		
東之町自衛防災隊	世帯数：41 世帯 人 口：95 人		
1 組織の体制	役 員		電話番号
	会長		
	副会長		
	副会長		
	会計		
	監査		
	監査		
2 避難場所等	施 設 名	電話番号	管 理 者
	東之町集会所	—	
	坂越公民館	0791-48-8080	
	坂越小学校	0791-48-8408	
	坂越中学校	0791-48-8007	
①避難経路	防災マップのとおり		
3 緊急時の 連絡先	連 絡 先		電話番号
	赤穂市役所		0791-43-3201
	赤穂市消防本部		0791-43-0119
	赤穂警察署		0791-43-0110
	赤穂市民病院		0791-43-3222
	赤穂中央病院		0791-45-1111
	関西電力送配電 姫路配電営業所 ※停電などに関する問い合わせ		0800-777-3081
	杉本パソコン店		0791-48-8053
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		171
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		171
4 その他 特記事項			

(2) 活動体制

班 編 成 (例)

班 名	担当者名	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)		全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班		啓発・広報	公共機関等からの情報 収集・伝達
消火班		器具の整備・点検	消火栓・消火器・バケツリ レーなどによる初期消火
救出・救護班		資機材・器具の整備・ 点検	負傷者の救出・応急手当・ 救護所等への搬送
避難誘導班		避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班		器具の整備・点検	炊出し等の給食・給水活動
福祉班		要配慮者（避難行動要 支援者）の支援体制の 整備	要配慮者（避難行動要支援 者）への支援

(3) 地区の連絡網



(4) 防災関連施設

ア 医療機関

種 別	名 称	住 所	連絡先
近隣の医院	澤田医院	赤穂市坂越 2191	0791-48-8149
総合病院	赤穂市民病院	赤穂市中広 1090	0791-43-3222
総合病院	赤穂中央病院	赤穂市総門町 52-6	0791-45-1111

イ 要配慮者（避難行動要支援者）施設

名 称	住 所	連絡先	備 考
ディサービスセンター いきしま	赤穂市坂越 2351-6	0791-46-8181	

ウ その他の施設

名 称	住 所	連絡先	備 考

(5) 防災資機材等

ア 保有防災資機材

名 称	物資名	数 量	備 考
坂越公民館	※資料1のとおり		
防災資機材庫			
(住所)			
坂越公民館北側			

(参考) 資機材の例 (目的別)

目 的	資機材
①情報収集・伝達	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
②初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ 等
③水 防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、つるはし、くい、かけや、スコップ、ロープ、土のう袋、ゴム手袋 等
④救 出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救 護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識版、標識、協力ライト、寝袋 等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク 等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器 (ビデオ、映写機等)、住宅用訓練火災警報器 等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器 等

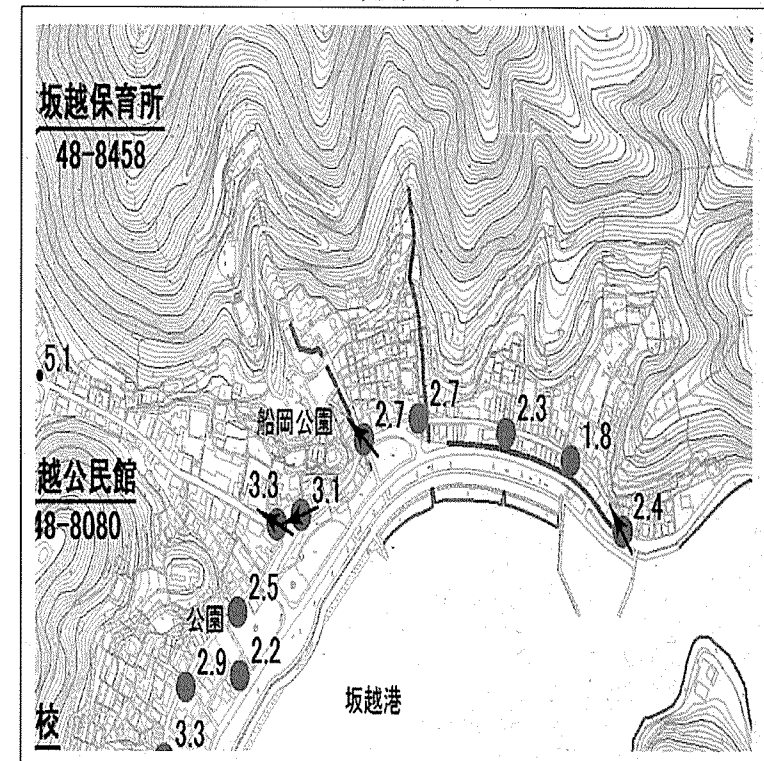
(6) 地域版防災マップ

市の「ハザードマップ」などを参考に地区で作成してください。

(記載する情報の例)

- ・避難場所
- ・避難経路
- ・防災器具庫 (消火栓、防火水槽)
- ・要配慮者 (避難行動要支援者) 世帯
- ・消防署、警察署
- ・危険な場所 (狭い道、河川、崖地など)

東之町地域防災マップ



※ 地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう。

(7) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む）
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 応急手当訓練
- エ 給食・給水訓練
- オ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します。

班 名	担当者 (団体名等)	内 容	時 期
消火班		消火器具の点検（整備）	年2回(8・2月)
救出・救護班		防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班		避難経路の点検（整備）	毎年8月
給食・給水班		給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

(9) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制を整備します。

班 名	担当者 (団体名等)	内 容	時期（目標）
福祉班		支援体制・方法の検討・整理	7年度まで
		対象者の把握（市から提供）	7年度まで
		個別計画の作成完了	7年度まで
		定期的な個別計画の見直し	毎年度

坂越公民館:防災資機材庫

	備蓄物品	単位	数量
防災資機材庫収納品	災害時緊急救助器具セット	式	2
	拡声器	個	2
	懐中電灯	個	13
	ラジオ付電灯	個	1
	ランタン	個	15
	毛布	箱入(10枚)	260
		個包装	5
	ボックスティッシュ	箱	25
	トイレットペーパー	ロール	40
	災害用簡易トイレ	洋式・身障者対応	1
		和式	1
		洋式・自動	1
	災害対策用救急箱	式	2
	折り畳みリヤカー	台	2
	ガス発電機	基	1
	非接触温度計	個	2
	使い捨てマスク	大人用(50枚入)	6
		子供用(50枚入)	6
	手指消毒剤	本	3
	フェイスシールド	個	10
	養生テープ	巻	10
	ゴミ袋	枚	600
	感染防止衣	着	10
	段ボールベッド	式	10
	段ボール間仕切り	式	10
	使い捨て手袋	箱	6
	除菌シート	箱	2
	簡易テント	式	2
	間仕切り型テント	式	5
	折り畳みベッド	式	10
公民館内	アルファ米	個食	50
		炊出(50食)	1
	飲料水	500ml(24本入)	3